

(案)

第 19 回原子力委員会
資料第 1 - 1 号

10 原委第 27 号

平成 10 年 4 月 7 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更

(1 号及び 2 号原子炉施設の変更) について (答申)

平成 9 年 12 月 17 日付け平成 09-08-20 資第 1 号 (平成 10 年 3 月 19 日
付け平成 09-08-20 資第 1 号をもって一部補正) をもって諮問のあった標記の
件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第
4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理
的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準の適用については妥当なものと
認める。